

# 日光市まちづくり基本条例の体系図

## 前文

未来に向けて愛し続けることができる「心を感じるまち日光」の実現に向け、市民一人ひとりから、みんなの、地域の、そして日光市の元気につなげ、「心が通う温かい市民自治のまち日光」を実現していく。

## 理念条項

## 第1章 総則 第1条 目的

まちづくりに関する基本理念を定め、市民、市議会及び市の責務を明らかにするとともに、まちづくり施策の基本的事項を定め、多様な価値観を認め合う、市民自治の実現を図る。

## 第1章 総則 第2条 定義

- (1) まちづくり
- (2) 市民
- (3) 共有
- (4) 参画
- (5) 協働
- (6) まちづくり団体

## 原則条項

## 第1章 総則 第3条 基本理念

- 市民・市議会・市は、共有、参画、協働のもとで信頼による市民自治の振興を図る。
- 市民・市議会・市は、情報・資源・責任・負担・課題・成果を互いに共有する。
  - 市は、市民の参画を保障する。市民は参画する権利と責務を有する。
  - 市民・市議会・市は、互いを尊重し、基本的人権と多様な価値観を認め合い、協働の推進に努める。

## 制度条項

### 第2章 各主体の権利と責務

第4条 市民の権利

第5条 市民の責務

第6条 市議会の責務

第7条 市の責務

### 第3章 情報共有

第8条 情報の共有

第9条 説明・応答の責任

第10条 個人情報の保護

### 第4章 まちづくりへの参画

第11条 市の役割

第12条 市民の役割

### 第5章 協働（パートナーシップ）体制の整備

第13条 協働のための環境整備

第14条 生涯学習によるまちづくり

第15条 人づくり

### 第6章 まちづくり団体

第16条 まちづくり団体の役割

第17条 自治会への参加及び支援

第18条 市民活動団体への参加及び支援

### 第7章 住民投票

第19条 住民投票

### 第8章 行政及び財政の運営

第20条 総合計画等

第21条 まちづくり評価

第22条 財政の仕組み

### 第9章 危機管理

第23条 危機管理

### 第10章 連携

第24条 地域間の連携

第25条 広域連携

第26条 国際的な連携

## 条例の位置付け

第11章 条例の位置付け

第27条 最高規範性

第28条 条例の検討及び見直し

\*附則（平成20年4月1日施行）

附則（平成24年4月1日施行）